

■ 法人名 :新日本監査法人

■ 部 署 :調査研究部

■ 名 前 :坂本 光一

■コメント:

実務対応報告公開草案第 20 号「ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」についてコメントを送付させていただきます。

-----  
ソフトウェア取引の収益の会計処理に関する実務上の取扱い(案)に対するコメント

1.本実務対応報告の対象とするソフトウェア取引の範囲及びその特徴について

< 保守料について >

「ソフトウェアとしての一定の機能を有する成果物が給付の対象となるような取引については、本実務対応報告の対象となるソフトウェア取引の範囲に含まれるものとする」(P2)としていることから、ソフトウェアに付随して発生する保守料は、本実務対応報告の対象外と考えていいのでしょうか。

(コメント)

ソフトウェア取引に付随して発生する保守料は、ソフトウェア取引を行う企業にとってかなりのウエイトを占めていると考えられます。

従って、ソフトウェア取引に付随して発生する保守料の重要性を勘案して、保守料についても、その収益認識等の会計処理を示すべきであると考えられます。

2.ソフトウェア取引の収益認識について

「なお、ソフトウェア取引においては、その成果物を直接、最終顧客(エンド・ユーザー)に販売するのではなく、手数料収入のみを得ることを目的とする取引の代理人を通じて販売する取引も見られる。このような取引において委託販売として捉えることが適当である場合には、取引の代理人が最終顧客に対して納品を完了した時点を確認することによって収益認識する」(P3)と規定されています。

(コメント)

上記なお書きは、なお書きの上のパラグラフに書かれたことに対する例外的処理を必要とする事項について記載されているものと考えられます。しかし、例外的処理を必要とする事項は上記委託販売処理以外にも今後発生する可能性もあると考えられます。

従って、なお書き以下を例えばという形で記載し、委託販売処理以外にも今後発生する可能性もある処理に対応する必要があると考えられます。

注5について

1)「進行基準」について

(コメント)

注5の記載は本実務対応報告が、ソフトウェア取引の収益認識基準として「進行基準」を認めているか否か明示していません。

本実務対応報告は、ソフトウェア取引の収益認識基準として「進行基準」を認めるか否かを明示するとともに、認める場合、その条件を明示する必要があると考えられます。

2)注5の記載について

「…、現在、進行基準の適用事例は少ないこと及び完成基準を適用する場合の問題点が…」(P4脚注)と記載されていますが、下線部の「完成基準」は「進行基準」としなければ意味が通じないものと考えられます。

以上